

令和 3 年度まんのう町人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 及びまんのう町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 18 年まんのう町条例第 33 号）第 4 条の規定に基づき、令和 3 年度のまんのう町の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

令和 4 年 10 月 25 日

まんのう町長 栗 田 隆 義

I 職員の任免及び職員数に関すること

職員の任用は、受験成績、人事評価又はその他の能力の実証に基づいて行われます（地方公務員法第 15 条）。また、この成績主義の原則に基づき、職員の採用は公開平等の競争試験あるいは選考により実施しています。

職員数については、平成 28 年から令和 3 年までの 5 年間で変動がありつつも大きな増減なく、令和 3 年 4 月 1 日現在 209 人体制となっています。

1 職員の任免

(1) 職員の任免状況

(令和 3 年度、単位：人)

区分	任用（令和 3 年度中）				退職（令和 3 年度中）		
	採用	昇任	降任	転任	定年	勧奨	自己都合 その他
一般行政職	3	7	—	—	1	—	—
保育教諭	2	4	—	—	—	—	—
保健師	1	1	—	—	—	—	—
主任 指導主事	—	—	—	1	—	—	—
技能労務職	—	—	—	—	—	—	—
医師	—	—	—	—	—	—	—
看護師	1	—	—	—	—	—	—
計	7	12	—	1	1	—	—

(2) 採用試験の実施状況

(令和 3 年度)

種類	区分	試験内容	職種等
競争試験	大学卒程度	1 次 筆記試験 2 次 口述試験	一般行政事務
	高校卒程度 (職務経験者)	1 次 筆記試験 2 次 口述試験	一般行政事務 管理栄養士 (職務経験者)
	短大卒程度	1 次 筆記試験 2 次 口述試験	保育教諭
	短大卒程度 (職務経験者)	1 次 論文・口述試験 (集団) 2 次 実技・口述試験 (個人)	保育教諭 (職務経験者)
選考			

(注) 競争試験とは特定の職に就けるため不特定多数の者の競争によって選抜を行う方法をいい、選考とは特定の者が特定の職につく適格性を有するかどうかを確認する方法をいう。

(3) 採用者試験の実施状況

(単位：人)

試験の種類	試験区分	申込者数	採用者数
競争試験	一般行政事務	10	2
	一般行政事務 (職務経験者)	18	1
	保育教諭	5	2
	保育教諭 (職務経験者)	2	1
	管理栄養士 (職務経験者)	1	1
選考			

※令和3年度採用者数は、令和3年度中に試験を実施し、令和4年度に採用となる。

2 職員数

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在、単位：人)

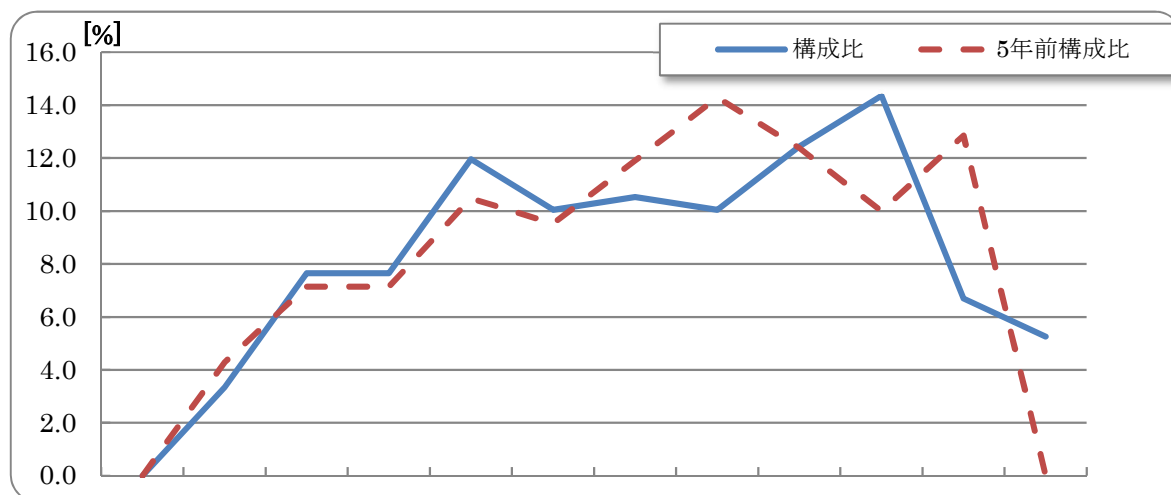
区 分			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
部 門			令和2年	令和3年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	欠員不補充(▲1)
		総務企画	41	41	0	
		税 務	10	10	0	
		民 生	33	33	0	
		衛 生	16	15	▲ 1	
		農林水産	21	21	0	
		商 工	3	3	0	
	土 木	5	5	0		
		計	132	131	▲ 1	<参考> 人口1,000当たり職員数 7.18人 (類似団体の人口1,000当たりの職員数 7.60人)
	教育部門		58	55	▲ 3	欠員不補充(▲3)
		小 計	190	186	▲ 4	<参考> 人口1,000当たり職員数 10.20人 (類似団体の人口1,000当たりの職員数 9.49人)
公 営 企 業 計 画 部 門	病 院 水 道 下 水 道 そ の 他		4	4	0	新規事業の実施 (1)
			0	0	0	
			3	3	0	
			15	16	1	
		小 計		22	23	1
合 計			212 [265]	209 [265]	▲ 3 [0]	<参考> 人口1,000当たり職員数 11.46人

(注) 1 職員数は各年における定員管理調査において報告した一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況

(令和3年4月1日現在)



(単位：人)

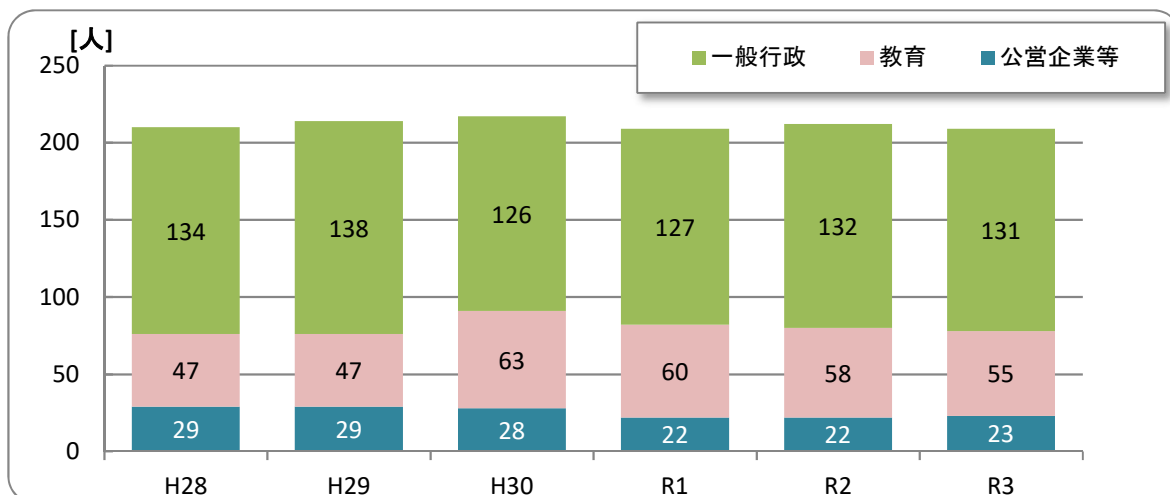
区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	7	16	16	25	21	22	21	26	30	14	11	209

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年 度 部 門	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	過去6年間 の増減数 (率)
一般行政	134	138	126	127	132	131	▲3 (▲2.2%)
教 育	47	47	63	60	58	55	8 (17.0%)
普通会計計	181	185	189	187	190	186	5 (2.8%)
公営企業等会計	29	29	28	22	22	23	▲6 (▲20.7%)
計	210	214	217	209	212	209	▲1 (0.5%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。



Ⅱ 職員の人事評価に関すること

人事評価とは、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価であり、任命権者は、職員の執務について定期的に人事評価を行い、その結果に応じた措置を講じなければなりません（地方公務員法第6条第1項、第23条の2第1項、第23条の3）。

(1) 人事評価制度の概要

(令和3年4月1日現在)

評定の目的		職員に対して、あるべき姿・方向性を示し、自律的に課題解決できる職員を育成することを目的としている。		
評 定 方 法		年度ごとに、職務遂行する際の目標設定を行い、年度末までに達成度などを評価する「業績評価」と、知識・技術、対人能力、意欲・態度などの職務遂行能力を項目ごとに評価する「能力評価」により評定を実施している。		
評 定 者			(一次評価者)	(調整者)
		課長級	副町長	町長
		一般行政職	課長	副町長
		教育職等	課長	教育長
対象職員	職 種	技能労務職、医療職を除く全職種		
	職 位	全職位		

(2) 人事評価結果の活用

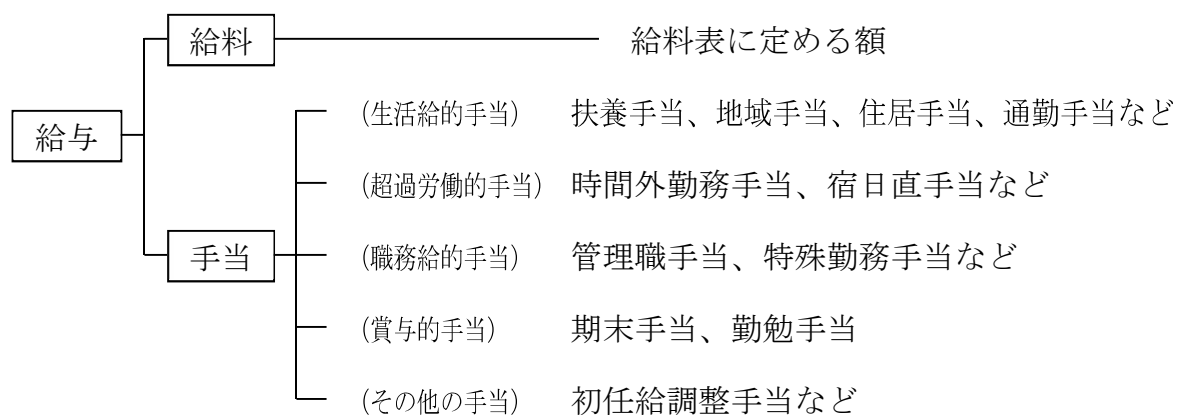
(令和3年4月1日現在)

区分		具体的内容
任用管理	昇任・昇格	—
	配置転換	—
	降任・免職	—
人材育成		評価結果により面談を実施し、必要な能力を高めていくため、現在の状況を客観的に把握する判断材料として活用している。
給与上の 処 遇	昇給	—
	勤勉手当	—

Ⅲ 職員の給与に関すること

職員（技能労務職員及び企業職員を除く。）の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して条例で定められており、その内容はその職務と責任に応ずるものでなければなりません（地方公務員法第24条第1項、第2項、第5項）。

職員の給与体系



1 総括

(1) 人件費の状況

(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	令和2年度の 人件費率
令和 3年度	人 18,243	千円 12,117,960	千円 445,197	千円 1,993,112	% 16.45	% 14.62

(2) 職員給与費の状況

(普通会計決算)

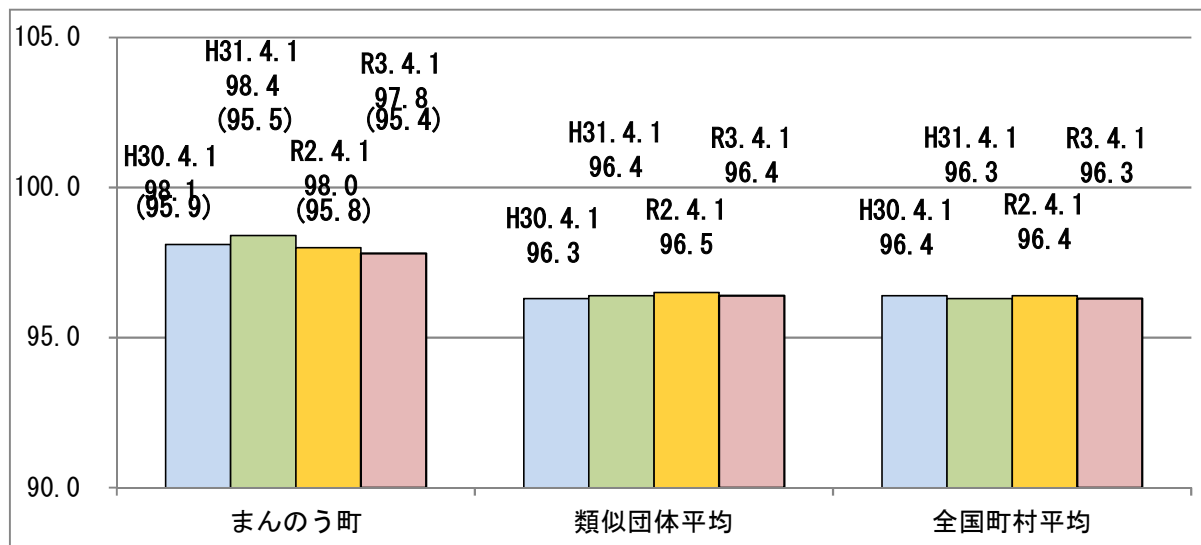
区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和 3年度	人 186	千円 685,333	千円 94,654	千円 258,527	千円 1,038,514	千円 5,583

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、地方公務員給与実態調査にて報告した普通会計関係に属する令和3年4月1日現在の職員の総数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））、フルタイム会計年度任用職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

$$(\text{補正前のラスパイレス指数} \times (1 + \text{当該団体の地域手当支給率}) / (1 + \text{国の指定基準に基づく地域手当支給率}))$$
により算出。）
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[☒ 実施 ☐ 未実施]

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.9%、最高3.6%引き下げを実施。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準6%に対し、まんのう町においては3.2%

（実施時期）平成27年4月1日より実施。

	平成27年度の 支給割合		平成28 年度の 支給割合	平成29 年度の 支給割合	平成30 年度の 支給割合	令和元 年度の 支給 割合	令和2年 度の 支給 割合	令和3年 度の 支給 割合
	4月1日 時点	遡及 改定後						
国基準による 支給割合	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
まんのう町の 支給割合	3%	3%	3%	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%

③その他の見直し内容

（見直し内容）管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。

（実施時期）平成27年4月1日実施。

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

①一般行政職

(令和3年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
まんのう町	45.5歳	329,300円	376,191円	355,330円
香川県	43.3歳	325,600円	356,069円	347,777円
国	43.0歳	325,827円	—	407,153円
類似団体	41.7歳	305,079円	358,344円	328,065円

②技能労務職

区 分	平均 年齢	公務員				民間			A/B
		職員数	平均給料 月額	平均給与 月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与 月額(B)	
まんのう町	51.8歳	8人	308,300円	341,988円	312,050円	—	—	—	—
うち清掃職員	53.8歳	4人	304,400円	359,600円	304,400円	廃棄物処理 業従業員	46.6歳	304,600円	1.18
うち学校給食員	48.1歳	3人	307,900円	318,267円	312,900円	調理士	42.2歳	251,100円	1.27
うち用務員	- 歳	1人	- 円	- 円	- 円	用務員	50.3歳	235,200円	-

うちその他技能労務職	- 歳	0人	- 円	- 円	- 円	-	-	-	-
香川県	53.6歳	10人	314,023円	328,355円	328,355円	-	-	-	-
国	50.9歳	2,201人	286,947円	-	328,603円	-	-	-	-
類似団体	50.3歳	7人	285,940円	308,370円	295,917円	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
まんのう町	-	-	-
うち清掃職員	5,603,800円	4,236,800円	1.32
うち学校給食員	5,014,304円	3,395,000円	1.48
うち用務員	- 円	3,186,100円	-
うちその他技能労務職	-	-	-

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成30～令和2年の3ヵ年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
まんのう町	40.5歳	285,411円	320,885円
香川県	42.3歳	350,930円	377,604円
類似団体	38.9歳	282,246円	310,870円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で再出している。

(2) 職員の初任給の状況

(令和3年4月1日現在)

区 分		まんのう町	香 川 県	国
一般行政職	大 学 卒	188,700円	188,700円	(Ⅱ種) 182,200円
	高 校 卒	154,900円	154,900円	(Ⅲ種) 150,600円
技能労務職	高 校 卒	146,100円	143,800円	-
医 療 職	医 大 卒	274,500円	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(令和3年4月1日現在)

区 分		経験年数10年 (8年以上13年未満)	経験年数20年 (18年以上23年未満)	経験年数25年 (23年以上28年未満)	経験年数30年 (28年以上33年未満)
一般行政職	大学卒	255,325円	344,577円	370,510円	390,586円
	高校卒	-	-	354,550円	366,600円
技能労務職	高校卒	-	-	-	330,800円
	中学卒	-	-	-	299,050円

(注) 経験年数の前後2年の職員の平均値を算出（経験10年の場合、満8年以上満13年未満）各区分で1名になる場合には、公表しない。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

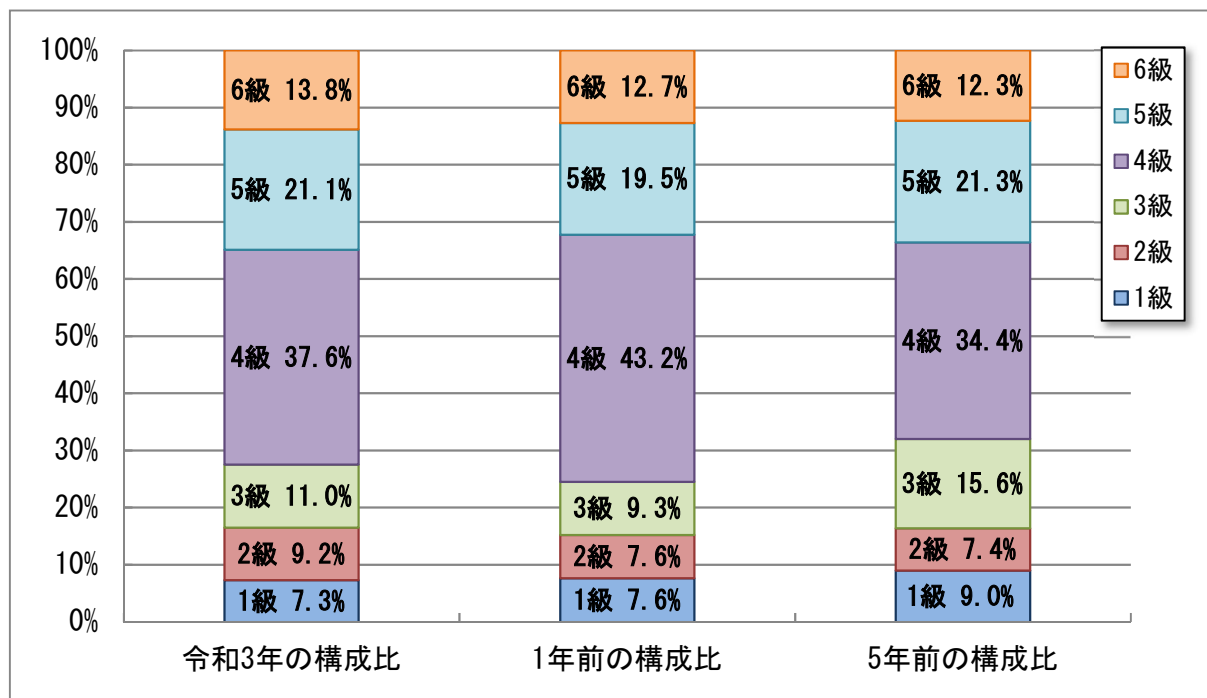
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況

(令和3年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主 事	8人	7.3%	146,100円	247,600円
2 級	主 事	10人	9.2%	195,500円	304,200円
3 級	主任主事	12人	11.0%	231,500円	350,000円
4 級	係長、主査	41人	37.6%	264,200円	381,000円
5 級	課長補佐	23人	21.1%	289,700円	395,000円
6 級	課長、支所長、局長、 室長、次長、参与、主幹	15人	13.8%	319,200円	410,200円

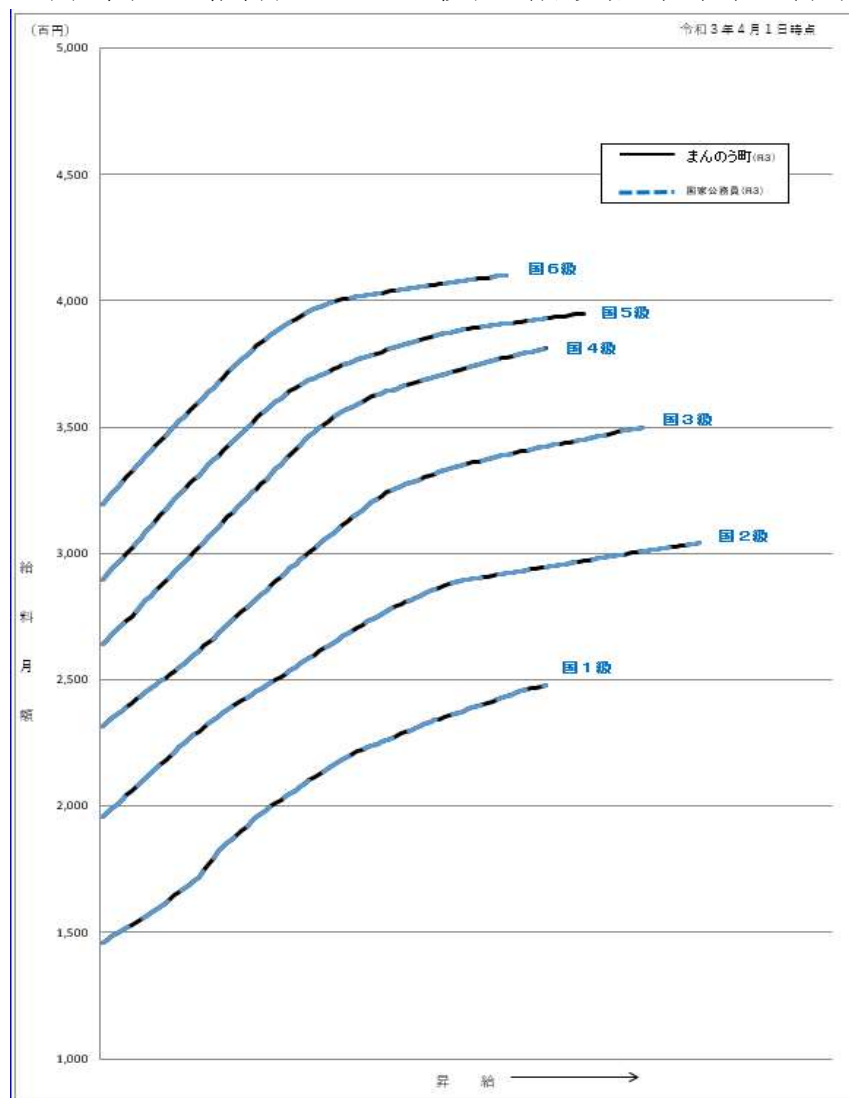
(注) 1 まんのう町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年10月に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



(3) 昇給への勤務成績の反映状況

R3. 4. 2～R4. 4. 1 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

まんのう町	香川県	国
1人当たり平均支給額 1,437千円（令和3年度）	1人当たり平均支給額 1,650千円（令和3年度）	—
（令和3年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.90 月分 （1.45）月分（0.9）月分 （※2.3）月分	（令和3年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.90 月分 （1.45）月分（0.9）月分	（令和3年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.9 月分 （1.45）月分（0.9）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）1 （ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

2 （※）内は、フルタイム（パートタイム）会計年度任用職員の支給割合であり、上記1人当たり平均支給額の算定には含まれていない。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当

（令和3年4月1日現在）

まんのう町			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.670月分	24.587月分	勤続20年	19.670月分	24.587月分
勤続25年	28.040月分	33.271月分	勤続25年	28.040月分	33.271月分
勤続35年	39.758月分	47.709月分	勤続35年	39.758月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			・定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	7,749千円	一千円			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(令和3年4月1日現在)

支給実績（令和3年度決算）			792千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）			396千円
支給対象地域・職種	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
医師	15%	1人	15%
県内（高松市）	3.2%	2人	6%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）			97.8 (97.8)

(4) 特殊勤務手当

(令和3年4月1日現在)

支給実績（令和3年度決算）	1,554千円
実支給職員（令和3年度決算）	34名
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	46千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度）	15.3%
手当の種類（手当数）	8種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)	左記職員に対する 支給単価
感染症防疫作業手当	一般行政職 技能労務職	感染症患者等の救護に従事したとき、感染症菌の付着した物件等の処理作業に従事したとき	327千円	1日1,000円
行旅病死処理手当	一般行政職 技能労務職	行旅病死の処理に従事したとき	－ 千円	1病人1,000円 1死人2,500円
清掃業務手当	一般行政職 技能労務職	清掃業務に従事した者	1,087千円	作業員半日750円 運転手半日500円
し尿汲取業務手当	一般行政職 技能労務職	し尿くみ取業務に従事した者	76千円	作業員半日750円 運転手半日500円
野犬等引取手当	一般行政職 技能労務職	野犬等の引取り及び野犬等駆除に従事する職員（死体含む）	60千円	1件1,000円
往診従事医師手当	医師	町立診療所医師が、患者の往診を行ったとき	－ 千円	往診1件につき 診療報酬の10%
診療所医師特殊勤務手当	医師	医師が診療所業務に従事したとき	－ 千円	1月50,000円
災害時応急作業手当	全職員	災害時の応急作業又は巡回監視、連絡業務等に従事した者	4千円	1日600円 日没から日出の間は 100分の50を加算

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算）	30,582 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	177 千円
支給実績（令和2年度決算）	24,045 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	142 千円

※職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、支給実績と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当

(令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給額 (令和3年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・子以外の扶養親族 6,500円 ※16歳の年度初めから22歳の年度末までの間にある子1人につき5,000円加算	同	—	23,097千円	256,637円
住居手当	自ら居住する住宅を借り、一定額を超える家賃を支払っている職員に支給 【借家等居住者】 ・家賃23,000円以下 家賃－12,000円 ・家賃23,000円超 (家賃－23,000) / 2 + 11,000 ※最高支給限度額27,000円	同	—	7,642千円	283,030円
通勤手当	【交通機関利用者】 ・6箇月定期等の運賃相当額 上限55,000円	同	—	12,390千円	69,012円
	【自動車等利用者】 ・距離区分に応じて 2,700円～30,700円	異	国：2,000円～31,600円		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で定める職員	異	支給金額	22,779千円	421,833円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 ・勤務1回につき4,400円	同	—	0千円	0円
初任給調整手当	医師及び歯科医師である職員に採用の日から一定期間支給 ・職員の区分および採用日以後の期間の区分に応じ 414,800円 内	同	—	4,978千円	4,977,600円

5 特別職の報酬等の状況

(令和3年4月1日現在)

区 分			給 料	月 額	等
給 料	町 副 教 育	長	774,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
		長	598,000円	880,000円 /	688,000円
		長	564,000円	683,000円 /	540,000円
		長		625,000円 /	500,000円
報 酬	議 副 議	長	328,000円	375,000円 /	283,000円
		長	299,000円	310,000円 /	220,000円
		員	290,000円	284,000円 /	195,000円
期 末 手 当	町 副 教 育	長 長 長	(令和3年度支給割合) (6月期: 1.65月分 12月期: 1.55月分) 計: 3.2月分		
	議 副 議	長 長 員	(令和3年度支給割合) (6月期: 1.65月分 12月期: 1.55月分) 計: 3.2月分		
退 職 手 当	町 副 教 育	長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		長	$774,000 \times \text{在職月数} \times 0.365$	13,560,480円	任期毎
		長	$598,000 \times \text{在職月数} \times 0.220$	6,314,880円	任期毎
		長	$564,000 \times \text{在職月数} \times 0.165$	4,466,880円	任期毎
	備	考			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

IV 職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること

職員（技能労務職員及び企業職員を除く。）の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう考慮して条例で定められています（地方公務員法第24条第5項、第6項）。

1 勤務時間 （令和3年4月1日現在）

開始時刻	8時30分
終了時刻	17時15分
休憩時間	60分（12時00分～13時00分）
休息時間	平成19年10月1日より廃止
週休日	土曜日、日曜日
1週間の正規の勤務時間	7時間45分

（注） 休憩時間は、正規の勤務時間に含まれない。

2 その他の勤務条件

（1）休暇 （令和3年4月1日現在）

休暇の種類		事 由	期 間	給料
年次有給休暇(*)		一の年ごとにおける休暇	年 20 日	有給
1人当たりの平均取得状況（令和3年） 6.3日				
病 気 休 暇(**)	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	公務上の傷病の場合 やむを得ないと認められる必要最小限度の期間	有給	
		私傷病の場合 180 日		
病気休暇取得人数（令和3年度） 8名				
特別休暇	選挙権等の行使(*)	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	有給
	証人等として出頭(*)	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、議会等に出頭する場合	必要と認められる期間	有給
	骨髄移植のための骨髄液の提供(**)	骨髄液の提供希望者としての登録又は骨髄液を提供する場合	必要と認められる期間	有給
	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	一の年において5日以内	有給
	結婚休暇(*)	結婚する場合	連続する7日以内	有給
	保健指導・健康診査の受診	妊娠中・出産後1年以内の職員が保健指導・健康診査を受ける場合	必要と認められる期間	有給
	産前休暇(**)	8週間以内に出産する予定である場合	出産の日までの申し出た期間	有給
	産後休暇(**)	女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間	有給
	生後3年に達しない子を育てる場合(**)	生後3年に達しない子を育てる職員が授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内	有給

休暇の種類		事 由	期 間	給料
	職員の妻が出産する場合	職員の妻が出産する場合で、入院等の付添い等のため勤務しないことが相当である場合	2 日の範囲内の期間で日又は時間	有給
	男性職員の育児参加休暇のための休暇	職員の妻の産前8 週、産後8 週の期間中に出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育のため勤務しないことが適当である場合	5 日の範囲内の期間で日又は時間	有給
	子の看護のための休暇(**)	中学校就学前（小学生まで）の子を養育する職員が、その子の看護をする場合	一の年において5 日以内	有給
	親族葬儀等の休暇(*)	職員の親族が死亡した場合	親族に応じて1 日～10 日	有給
	父母追悼	父母の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当である場合	1 日の範囲内の期間	有給
	夏季休暇(*)	夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当である場合	6 月から9 月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する5 日の範囲内の期間	有給
	現住居の滅失、破損(*)	災害により職員の現住居が滅失、又は損壊した場合	7 日の範囲内の期間	有給
	災害等による出勤困難(*)	災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合	必要と認められる期間	有給
	退勤途上の危険回避(*)	災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間	有給
	健康管理休暇	生理日において勤務することが著しく困難である場合(**)	1 回につき2 日	有給
		更年期障害において勤務することが著しく困難である場合	1 月につき2 日	有給
	リフレッシュ休暇	35～55 歳に達する年度の5 歳毎で心身のリフレッシュ等のため勤務しないことが相当である場合	連続する2 日以内の期間	有給
	不妊治療休暇	不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合	12 日の範囲内の期間	有給
介護休暇(**)		配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	6 月の期間内で必要と認められる期間	無給
介護休暇取得人数（令和3 年度） 0 名				

(注) 上記(*)(**)については、フルタイム会計年度任用職員が対象となる休暇制度である。

ただし、(**)は無給となる。

Ⅴ 職員の休業に関すること

(1) 休業制度

(令和3年4月1日現在)

種 類	事 由	期 間	給料
育 児 休 業(*)	3 歳に満たない子を養育する職員	子が3歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
部 分 休 業(*)		1 日を通じて 2 時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間	無給
育児休業取得状況 (令和3年度) 男性 0名 女性 15名			
部分休業取得状況 (令和3年度) 男性 0名 女性 0名			

(注) 上記(*)については、フルタイム会計年度任用職員が対象となる休暇制度である。

ただし、無給となる。

Ⅵ 職員の分限及び懲戒処分に関すること

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することのできるのは、①人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよい場合、②心身の故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その他その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合等とされています（地方公務員法第28条）。

一方、懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とする制裁的処分です。任命権者は、職員が、①地方公務員法又はこれに基づく条例若しくは規則等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれか1つに該当するときは、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる（同法第29条）。

1 分限処分の状況

(令和3年度)

内容	人数	事案の概要	根拠(地方公務員法)
休職	—	—	—

2 懲戒処分の状況

(令和3年度)

内容	人数	事案の概要	根拠(地方公務員法)
戒告	—	—	—
減給	—	—	—

(参考)

懲戒処分の公表基準の概要

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

公表対象	職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分すべて 職務に関連しない行為に係る懲戒処分については免職又は停職である処分
公表内容	事案の概要、処分量定、処分年月日及び被処分者の属性情報（所属、役職段階等）を個人が識別されない内容とすることを基本として公表
公表の例外	被害者及びその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等においては、公表内容の一部又は全部を公表しないことも差し支えない
公表時期	処分後速やかに公表。軽微な事案は、一定期間ごとに一括公表することも差し支えない
公表方法	記者クラブへの資料提供その他適宜の方法

(注) 公表対象、公表内容について、事案の社会的影響、被処分者の職責等を勘案して別途の取扱いをすべき場合がある。

Ⅶ 職員の服務に関すること

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません（地方公務員法第 30 条）。

この服務の根本原則を具体的に実現するため、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同 32 条）、信用失墜行為の禁止（同 33 条）、職務上知り得た秘密を守る義務（同 34 条）、職務に専念する義務（同 35 条）、政治的行為の制限（同 36 条）、争議行為等の禁止（同 37 条）、営利企業等の従事制限（同 38 条）などさまざまな制約が課されています（同法第 32 条～38 条）。

営利企業等従事許可の状況

(令和 3 年度)

内容	件数
商業、工業又は金融業その他を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねることの許可	0 件
自ら営利企業を営むことの許可	0 件
報酬を得て事業又は事務に従事することの許可	0 件

Ⅷ 職員の退職管理に関すること

退職後に営利企業等に再就職した者は、離職前 5 年間に在職した執行機関の組織の職員に対し、離職前 5 年間の職務に属する契約や処分（再就職先及びその子法人に対するものに限る。）に関して、離職後 2 年間働きかけが禁止されています。なお、離職前 5 年より前に課長級以上の職に就いていた者は、その職の職務に属する契約や処分に関しても離職後 2 年間、また、在職中に再就職先及びその子法人に対して自ら決定した契約・処分に関しては期間の定めなく働きかけが禁止されています（地方公務員法第 38 条の 2 第 1 項、第 4 項、第 5 項、第 8 項）。

地方公共団体は、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずるものとされており、次のとおり取り組んでいます（同法第 38 条の 6 第 1 項）。

（１）再就職情報の届出

課長級以上の職員であった者は、離職後 2 年間のうちに再就職した場合、離職時の任命権者に対し再就職情報を届出することとしています。

（２）職員（課長級以上）の再就職の状況（令和 3 年度）

該当 退職者数	うち再就職者数	
	再任用職員	民間企業
1 人	1 人	0 人

Ⅸ 職員の研修に関すること

職員には、公務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない、地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めることとされています（地方公務員法第 39 条）。

1 職員の研修

（令和 3 年度）

区分	派遣先等	修了者数
一般研修（階層別研修）	香川縣市町職員研修センター	25 名
特別研修（専門研修・能力開発研修）	香川縣市町職員研修センター	16 名
派遣研修（海外研修・市町村アカデミー・国際文化研修所ほか）	市町村職員中央研修所 全国市町村国際文化研修所	0 名
独自研修（人権教育研修・職員スキルアップ研修・人材育成研修）	まんのう町	65 名

X 職員の福祉及び利益の保護に関すること**1 福利厚生制度**

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません（地方公務員法第 42 条）。

また、共済制度は、職員又はその被扶養者の事故（病気、負傷、出産、死亡、災害等）に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり（同法第 43 条第 1 項）、具体的には地方公務員等共済組合法によって香川縣市町村職員共済組合および公立学校共済組合香川県支部が制度を運用、実施しています。

この他、職員は（財）香川縣市町村職員互助会、まんのう町職員互助会に加入しています。まんのう町職員互助会事業は、職員の掛金のみで運営しています。

福利厚生状況

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

区分	内容
職員の保健等 に関すること	○安全衛生管理体制の整備 ○職員健康診断 令和 3 年度決算額 1,694,376 円 (職員健診 職員 158 名、人間ドック 124 名、雇入れ時 7 名)
香川縣市町村職員共済組合	○短期給付 公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付 ○長期給付 退職共済年金、障害共済年金・一時金、遺族共済年金 ○福祉事業 保健事業（健康診断助成、保養宿泊施設利用助成など）、宿泊事業（共済組合直営施設の利用助成）、貯金事業（普通貯金の受入れ）、貸付事業（普通貸付、住宅貸付、災害貸付、医療貸付、修学貸付など）
公立学校共済組合	○短期給付 公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付 ○長期給付 退職共済年金、障害共済年金・一時金、遺族共済年金 ○福祉事業 保健事業（健康診断助成、保養宿泊施設利用助成など）、貸付事業（普通貸付、住宅貸付、災害貸付、医療貸付、修学貸付など）
まんのう町職員互助会	○会員数 206 名 ○会員掛金 給料月額 1000 分の 3 (1 人あたり 平均 962 円/月) ○公費負担率 0% ○補助金対象事業 ・なし ○掛金のみで実施する事業 ・給付事業（結婚祝金、災害見舞金など）
香川縣市町村職員互助会	○会員数 220 名 ○会員掛金 1,000 円/月 ○町負担金 令和 3 年度決算額 2,640,000 円 (1 人あたり 1,000 円/月) ○公費負担率 50% ○補助金対象事業 人間ドック助成、ライフプラン助成など ○掛金のみで実施する事業 給付事業（入学祝金、死亡一時金など）

2 公務災害補償

地方公共団体は、職員が公務上又は通勤途上で負傷、疾病、死亡等の災害を受けた場合は、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償する義務を負います（地方公務員法第 45 条第 1 項）。具体的には地方公務員災害補償法に基づき、専門的機関として設置された地方公務員災害補償基金によって補償事務が行われています。

公務災害等の認定状況

(令和 3 年度)

公務災害	通勤災害	計
2 件	0 件	2 件

XI 公平委員会の業務に関すること

職員は、公平委員会に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう要求することや（地方公務員法第 46 条）、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたと思うときは審査請求をすることができます（同法第 49 条の 2 第 1 項）。

公平委員会とは、長から独立した合議制の専門的人事行政機関として置かれるもので、これらの要求や処分が適当であるかを審査し、必要な場合は勧告や指示をすることができます。

なお、まんのう町では地方公務員法第 7 条第 4 項に基づき、この公平委員会に係る事務処理を香川県人事委員会に委託しています。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

要求の内容	令和 2 年度末 継続 件 数	令和 3 年度内 要 求 件 数	令和 3 年度内 処 理 件 数	令和 3 年度末 継続 件 数
給 与	— 件	— 件	— 件	— 件
旅 費	— 件	— 件	— 件	— 件
勤務時間	— 件	— 件	— 件	— 件
休 暇	— 件	— 件	— 件	— 件
そ の 他	— 件	— 件	— 件	— 件
計	— 件	— 件	— 件	— 件

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

請求の内容	令和 2 年度末 継続 件 数	令和 3 年度内 要 求 件 数	令和 3 年度内 処 理 件 数	令和 3 年度末 継続 件 数
分限処分	降 給	— 件	— 件	— 件
	降 任	— 件	— 件	— 件
	休 職	— 件	— 件	— 件
	免 職	— 件	— 件	— 件
懲戒処分	戒 告	— 件	— 件	— 件
	減 給	— 件	— 件	— 件
	停 職	— 件	— 件	— 件
	免 職	— 件	— 件	— 件
そ の 他	— 件	— 件	— 件	— 件
計	— 件	— 件	— 件	— 件

(注) 平成 27 年度までは不服申立ての件数を記載。